# 様式５

共同事業体協定書兼委任状

（目的）

第１条 当共同事業体は、開成山公園等Park-PFI事業（以下「当該事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条 当共同事業体は、○○共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当事業体は、事務所を○○県○○市○○・・・に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当事業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、指定期間の満了後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 当該事業の認定計画者となることができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該事業に係る協定が締結された日に解散するものとする。

（構成団体の住所及び名称）

第５条 当事業体の構成団体及び当事業体の代表団体は、次のとおりとする。また、郡山市との間における次条に関する権限を代表団体に委任する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共同事業体構成団体 | 代表団体（受任者） | 住　　所法人等名代表者職氏名 |
| 構成団体（委任者） | 住　　所法人等名代表者職氏名 |
| 構成団体（委任者） | 住　　所法人等名代表者職氏名 |

（代表団体の権限及び委任事項）

第６条 当事業体の代表団体は、当該事業の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、郡山市と折衝する権限並びに当該事業に係る申請書及び計画の提出、協定の締結、契約、特定公園施設譲渡金額及び指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第７条 当事業体は、構成団体をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該事業の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該事業の履行に当るものとする。

（構成団体の責任等）

第８条 構成団体は当該事業の履行及び下請契約その他業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

２ 当該事業の履行に係る構成団体の業務分担については、別表のとおりとする。

３ 前項に基づく別表は、構成団体及び郡山市の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

（取引金融機関）

第９条 当事業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同事業体の名称を冠した代表団体の代表者名義の口座によって取引するものとする。

（決算）

第10条 当事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該事業について決算するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第11条 本協定書に基づく権利義務は他に譲渡することはできない。

（業務途中における構成団体の脱退に対する措置）

第12条 代表団体は脱退することができない。代表団体以外の構成団体は、原則として変更することはできない。やむを得ない場合においても、すべての構成団体及び郡山市の承認がなければ、当事業体が施設を管理運営する期間及び公募対象公園施設の解体・原状回復が満了する日までは脱退することができない。

２ 構成団体が業務途中において前項の規定により脱退した場合においては、郡山市の承認がある場合に限り、残りの構成団体が共同連帯して当該事業を履行する。

（構成団体の除名に対する措置）

第13条 当事業体は、構成団体のいずれかにおいて、当該事業履行中に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合には、すべての構成団体及び郡山市の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

２ 前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。

３ 第１項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第２項を準用するものとする。

（業務途中における構成団体の破産又は解散に対する措置）

第14条 構成団体のうちいずれかが当該事業履行途中において破産又は解散した場合は、第12条第２項を準用するものとする。

（代表団体の変更）

第15条 代表団体は、原則として変更することはできない。代表団体がやむを得ず、脱退若しくは除名された場合又は代表団体としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表団体に代えて、すべての構成団体及び郡山市の承認により、残りの構成団体のうちいずれかを代表団体とすることができるものとする。

（構成団体の加入）

第16条 第12条から第14条までの規定による構成団体の脱退、除名及び破産又は解散により残りの構成団体のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第12条第２項の規定にかかわらずすべての構成団体及び郡山市の承認を得て、新たな構成団体を当事業体に加入させることができる。

（解散後の瑕疵に対する構成団体の責任）

第17条 当事業体が解散した後においても、当該事業につき瑕疵があったときは、構成団体は共同連帯してその責任を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり○○共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成団体が記名押印して各自所持するとともに、１通を郡山市に提出するものとする。

○○年○○月○○日

住　　　　所

法人等名

代表者職氏名

　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　印

住　　　　所

法人等名

代表者職氏名

　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　印

住　　　　所

法人等名

代表者職氏名

　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　印

別 表

○○共同事業体責任分担表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人等名 | 分担業務 | 分担割合 |
|  | 例・特定公園施設の設計 | ％ |
|  | 例・公募対象公園施設の設計・建設・管理運営・利便増進施設の設計・建設 | ％ |
|  | 例・指定管理業務 | ％ |

※「例」の内容は、記入する際に削除すること。

※「分担割合」は、代表団体が最大となるよう設定すること。